

名古屋市交通局管理規程第 2 号

高速電車事故報告手続規程（平成 27 年名古屋市交通局管理規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 24 日

名古屋市交通局長 折 戸 秀 郷

第 2 条第 12 号から第 17 号までの規定中「10 分」を「30 分」に改め、同条第 18 号中「又は」を「若しくは」に改め、「運転」の次に「又は当局の責に帰すべき事由」を加え、同条中第 20 号を第 21 号とし、同条第 19 号中「10 分」を「30 分」に改め、同号を同条第 20 号とし、同条第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 運転休止

列車の運転を休止したもの。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。